

文部委員会議録第十六号

昭和二十八年七月二十二日(水曜日)

午後四時八分開議

出席委員

委員長 辻 寛一君

理事 天野 公義君 理事 坂田 道太君

理事 原田 憲君 理事 田中 久雄君

理事 前田榮之助君 理事 中村 梅吉君

相川 勝六君 伊藤 郷一君

竹尾 式君 今井 耕君

町村 金五君 石村 英雄君

高津 正道君 下川儀太郎君

野原 覺君 大西 正道君

松平 忠久君 小林 信一君

出席國務大臣 大達 茂雄君

出席政府委員

文部事務官(大) 稻田 清助君

学術局長 寺中 作雄君

文部事務官(社 会教育局長) 近藤 直人君

文部事務官(管理局長) 石井 昂君

委員外の出席者 専門員 横田重左衛門君

専門員 横田重左衛門君

七月二十二日

委員辻原弘市君、山崎始男君及び世

耕弘一君辞任につき、その補欠とし

て石村英雄君、下川儀太郎君及び中

村梅吉君が議長の指名で委員に選任

された。

同日

理事世耕弘一君の補欠として中村梅

吉君が理事に当選した。

第一類第七号 文部委員会議録第十六号 昭和二十八年七月二十二日

七月二十一日

高等学校定時制教育及び通信教育振

興に関する請願(牧野寛泰君紹介)

(第四八二〇号)

私立学校教職員共済組合法制定に関

する請願(世耕弘一君紹介)(第四八

二一〇号)

公立学校施設整備費国庫補助増額等

に関する請願(大橋武夫君紹介)(第

四八二二号)

国旗記念日制定に関する請願(今井

耕君紹介)(第四八二三号)

伊勢二所神宮の御正殿、御饗殿及び

御炊殿返上に関する請願(原田憲君

紹介)(第四八二四号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

義務教育費国庫負担に関する陳情書

(東京都港区芝新楼田町二十七番地

改進黨東京支部連合会会長桜内辰

郎)(第一〇四八号)

同(東京都目黒区議会議長堀野昭輔)

(第一〇四九号)

同(京都市議会議長北村平三郎)(第

一〇五〇号)

私立学校教職員共済組合法の制定促

進に関する陳情書(静岡市長沼五百

七十六番地静岡県静岡工業高等学校

長中村滿雄外十五名)(第一〇五一

号)

同(名古屋市長愛知県庁内愛知県私立

大学協会近藤武一外三名)(第一〇五

二二号)

青年学級振興法案に関する陳情書

(山形県教育庁内山形県青年学級連

絡協議会委員長佐藤信保)(第一〇五

三三〇号)

公立学校施設費国庫負担法の早期制

定に関する陳情書(東京都庁内公立

学校被災施設復旧促進協議会加藤清

一)(第一〇五四号)

公立学校施設費国庫負担法案に関す

る陳情書(東京都港区朝日中学校長

片岡安外一名)(第一〇五五号)

義務教育学校施設整備促進に関する

陳情書(北海道議会議長蔭田余吉)

(第一〇八七号)

教職員給与三本提案反対に関する陳

情書(東京都公立小学校長会長小野

重内)(第一〇八八号)

私立学校教職員共済組合法の制定促

進に関する陳情書(静岡市西草深町

八十一番地学校法人静岡英和女学院

長室田有外四十九名)(第一〇八九

号)

教育委員会法の改正等に関する陳情

書(福岡県町村長会長吉田繁)(第

一〇九〇号)

義務教育費国庫負担に関する陳情書

(東京都足立区議会議長新関正広)

(第一二二五号)

同(京都市能野郡地方教育委員会連

絡協議会西村林造外八名)(第一二六

号)

公立学校施設費国庫負担法案に関す

る陳情書(東京都教育委員会教育長

加藤清一)(第一二二七号)

教員給与三本提案反対に関する陳情

書(山口県豊浦郡川棚村川棚中学校

育友会長有村仙治)(第一二二八号)

私立学校教職員共済組合法の制定促

進に関する陳情書(秋田市下中城町

四番地秋田和洋女子高校内秋田県私

学連合会理事長高橋熊五郎)(第一

二九号)

同(宮城県私立中学高等学校連盟委

員長東北学院高等学校校長月浦利雄外

九名)(第一一三〇号)

同(静岡市静岡和洋高等学校校長藤井

良一郎外十九名)(第一一三一号)

同(沼津市私立沼津精華高等学校校長

秋鹿見橋)(第一一三二号)

同(静岡県富士郡富士町学校法人富

士学園長服部仁平治)(第一一三三

号)

同(静岡県安倍郡有度村中之郷学校

法人星美学園理事長兼学校長レチチ

ア・ベリアツチ外十九名)(第一一三

四号)

同(松本市大字筑摩松商学園内長野

県私学協合理事長飯島権蔵)(第一

一三五号)

同(岐阜市長森野一色富田高校内岐

阜県私学協会会長成井堅)(第一一三六

号)

六・三制学校建設費並びに老朽校舎

改築費の増額に関する陳情書(福岡

県町村長会長吉田繁)(第一一三七

号)

小学校舎建築に対し国庫補助並びに

起債わくの拡大に関する陳情書(福

岡県町村長会長吉田繁)(第一一三八

号)

老朽校舎改築費国庫補助並びに起債

わく拡大に関する陳情書(福岡県町

老朽あり校舎改築に対する国庫補

助増額に関する陳情書(福岡県町村

長会長吉田繁)(第一一四〇号)

台風第二号等による大分県下の被害

私立学校救済に関する陳情書(大分

県庁内大分県私学連合会岩田正外一

名)(第一一四一号)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

理事互選

公立学校施設費国庫負担法案(内閣

提出第一四九号)

危険校舎改築促進臨時措置法案(内

閣提出第一四七号)

文部行政に関する件

〇辻委員長 これより会議を開きま

す。

理事の補欠選挙を行います。理事世

耕弘一君が委員を辞任せられましたの

で、理事の補欠選挙を行います。理事

の選挙はその手続を省略し、委員長に

おいて指名するに御異議ございません

か。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

〇辻委員長 御異議なしと認め、中村

梅吉君を理事に指名いたします。

〇辻委員長 公立学校施設費国庫負担

法案を議題とし、審査を進めます。

本案に対する修正案が坂田道太君

外二十四名より提出されております。

その提案理由の説明を聴取することに

いたします。坂田君。

〇坂田(道)委員 公立学校施設費国庫

負担法案

負担法案に対する修正案を提出いたします。

公立学校施設費国庫負担法案の一部を次のように修正する。

第三条第一項第一号中「二分の一」を「三分の一」に、同項第二号中「小学校及び中学校及び大学については二分の一、高等学校及び大学については三分の一」を「二分の一」に改める。

第三条第二項を次のように改める。

2 前項第一号に規定する施設は、建物、建物以外の工作物、土地及び設備とし、同項第二号及び第三号に規定する施設は、建物とする。

第四条第一項を次のように改める。

公立学校の施設の災害復旧に要する経費の種類は、当該災害復旧の本工事費、附帯工事費及び設備費（以下「工事費」という。）並びに事務費とする。

第四条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「工事費」の下に「（設備費を除く。）」を加え、同項第一号中「本条及び次条において」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 公立学校の施設の戦災復旧に要する経費の種類は、当該戦災復旧の工事費（設備費を除く。）及び事務費とする。

第五条第二項中「政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価」を「その教育を行うのに必要な最低限度の児童及び生徒一人当りの坪数」に改める。

第八条第三項中「第十条及び第十一条において」を削る。

第十条第一項中「還付及び」を「交付及び還付並びに」に改める。

第十二条第一号を次のように改める。

建物、建物以外の工作物土地及び設備の災害による被害の額が一学校ごとにそれぞれ政令で定める額に達しないもの。

附則を附則第一項とし、同項中「施行する」を「施行し、昭和二十八年四月一日から適用する」に改め、同附則に次の二項を加える。

2 昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については、なお従前の例による。

3 義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、第五条第二項の規定にかかわらず、当分の間、左に掲げる基準により算定するものとする。

一 第四条第三項第一号に規定する建築の坪数は、左の表に掲げる学校の種類別の児童及び生徒一人当りの基準坪数に、政令で定めるところにより算定した当該学校の児童及び生徒の数（寄宿舎にあつては、収容する児童及び生徒の数）を乗じた坪数から、従来の保有坪数を控除した坪数とする。但し、児童及び生徒一人当りの基準坪数について、当該学校の所在地の積雪寒冷度、当該学校の学級数若しくは一学級の児童及び生徒の数又は当該学校の校舎若しくは寄宿舎の構造に依り、政令で定めるところにより補正を行うものとする。

学校の種類	校舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数	
	中 学 校	言 学 校 及 び 高 等 学 校
学 校 の 種 類	〇・七坪	二・五五坪
寄宿舎についての児童及び生徒一人当りの基準坪数	三・二〇坪	

二 第四条第三項第二号に規定する建築の坪数は、当該転用坪数とする。

ただいま提案になりました公立学校施設費国庫負担法案に対する修正案につきまして、その骨子及び提案理由を御説明申し上げます。

まず第一に、公立学校の施設の災害復旧及び戦災復旧に対する国の負担率であります。従来公立学校の災害復旧については国の負担率は二分の一でありましたが、他の災害復旧事業の国庫負担率を見ますとおおむね三分の二以上になつておりますので、学校の災害復旧に対する国の負担率が二分の一であるのははなはだしく不合理であり、特に憲法にうたわれていた教育の機会均等の趣旨から言ひましても、公立学校の災害復旧が他に劣る結果なることはとうてい許せないと考えております。そこでこの修正案では災害復旧の国の負担率を三分の二といたしてあります。また戦災復旧につきましても、政府案では高等学校及び大学は国の負担率が三分の一になつておりますが、昭和二十六年度までは高等学校、大学も小、中学校と同様二分の一でありました経緯もあり、高等学校、大学をことさら三分の一にする理由もありませんので、公立学校の戦災復旧はすべて二分の一といたした次第であります。

第二に、公立学校の施設の範囲であります。これは第三条第二項において政令で定めることになつており、その範囲が不明確でありますので、これを法律において明確化することとし、戦災復旧及び義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設につきましても、従来通り建物のみならず、設備、工作物、校地をもその対象に加えてあります。これはこのたびの西日本等の水害において工作物、校地、設備が建物の被害に劣らぬ甚大な被害をこうむつております点から見ましてもその必要性は明瞭であります。

第三に、第五条第二項の義務教育年限の延長に伴う公立学校の施設の建設に要する経費は、政府案においては、政令で定める児童及び生徒一人当りの坪数及び一坪当りの建築単価を基準として算定することになつておりますが、これではその児童生徒一人当りの坪数が不明確であるのみでなく、現在の予算措置における児童及び生徒一人当り〇・七坪で打切るといふ誤解を生じますので、本修正案においてその基準となる坪数は中学校、盲学校及び聾学校の教育を行うに必要な最低限度の坪数と規定し、附則において、それは当分の間、中学校の校舎については生徒一人当り〇・七坪、盲学校及び聾学校については校舎は児童生徒一人当り

二・五五坪、寄宿舎は三・二〇坪といたしております。従つて近き将来において〇・七坪以上に基準を引上げ、もつて中学校等の教育を行うに必要な最低限度の施設を充足するよう措置すべきものと考え次第であります。

第四に、第十二条第一号の災害復旧の場合の適用除外であります。本修正案において国庫負担の対象に建物のほか工作物、土地及び設備をも加えたので、これらについてはそれぞれ政令で定める金額に達しないものは国庫負担の対象としないことになつております。

第五に、附則において、この法律は四月一日から適用することとし、なお昭和二十八年三月三十一日以前に災害をこうむつた公立学校の施設の災害復旧については従前の例によることといたしております。

以上がこの修正案の骨子であります。従来公立学校施設の整備については、地方財政においてきわめて重要な地位を占め、ひいては地方財政に圧迫を加え、各地方公共団体に多大の心労を払わしているものであります。中には学校建築のため自らの生命を絶つていたつた痛ましくも尊き犠牲者さえあるものであります。今後かかることのなきよう、そしてまた教育の振興充実に一段と高める意味においてこの修正案を提案いたしました次第であります。各位におかれましてはこれらの事情を十分御察の上、何とぞこの修正案に御賛成くださるようお願いいたします。

○社委員長 坂田君外二十四名により提出の修正案に対して御質疑は、こ

「異議なし」に呼ぶ者あり」  
○辻委員 御異議なしと認めます。  
それではこれより原案及び修正案を一括して討論に付します。原田憲君。

○原田委員 私は自由党を代表いたしました。ただいま修正されました公立学校施設費国庫負担法修正案に賛成いたしますのでございませぬ。

公立学校施設の災害復旧に対して三分の二の国庫負担をいたし、公共学校の施設の戦災復旧に關し二分の一の負担をするというこの修正案は、私はまことに當を得たものであると考へます。地方公共団体において地方財政が非常に圧迫されておりました。従来二分の一の国庫負担の補助を返上しなければならぬというような事例が各所にたくさん見られておるのであります。この災害復旧に対する国庫負担を三分の二、戦災復旧に対する国庫負担を二分の一と修正されましたことは、まことに當を得たものであると思ひます。

なおこの際申しておきたいことは、附則において、これは当分の間云々と今坂田氏から提案理由の説明がございました。この現在行われているところの〇・七坪、この一人当りの坪数というものは、盲学校、聾学校及び中等学校の現在の基準よりも、近き将来において基準を引上げて施行するということは、十分政府において考慮されまして、一日も早く実行に当られることを希望いたします。以上これによつて私は修

正案並びに修正部分を除く原案に賛成の意を表するものでございませぬ。(拍手)

○辻委員 町村金五君。

○町村委員 私は改進黨を代表いたしました。本法案の修正部分を除く部分並びに修正案に對しまして賛成の意を表する次第であります。

今回の法律によりまして、非常な財政困難な状態に陥つておられる市町村が、これによりましてある程度公立学校の施設を充塞することができるようになりませぬ。ことに御同慶にたえない次第と考へます。ことに今回の修正におきまして、災害によりする国の負担率を二分の一から三分の二に引上げることいたしましたのであります。災害をこうむりました当該町村は、他に各種の負担を非常に多く持つような場合でありますので、学校の復旧のために多額の支出をすることとは非常に困難な場合が多いのであります。従いまして政府原案の二分の一がさらに三分の二に引上げられましたことは、これらの学校の復旧を促進する上に非常な効果があることと考へまして、この修正案に賛成するものであります。

以上をもちまして私は、ただいま申し上げました通り、本法案の修正部分を除きます原案並びに修正案に簡単に賛成いたす次第であります。(拍手)

○野原委員 次は野原憲君。  
○野原委員 私は日本社会党を代表いたします。ただいま修正せられました公立学校施設費国庫負担法に對して賛成いたすものであります。この法律案は従来政令により実施さ

れて来たのでございませぬが、災害復旧、戦災復旧、六・三建築に對する国庫負担の件を法律化したものでございませぬ。この原案の内容は、御承知のように、負担率と経費の種目などを定めまして、これが施行に必要な事項を政令によることと規定していただいたのでございませぬ。政令が規定いたしましたことは、従来の政府当局のやり方よりいたしました。多分に問題があると考へましたので、これを法律で規定することに修正することといたしました。

校舎の増改築のためにまことに望ましいことであると思ひます。ただ私は質疑の際も申し上げましたように、校舎増改築の問題は、実は災害復旧にいたしても、戦災復旧にいたしても、すみやかに合理的な年次計画を立てて解消することが必要でございませぬ。望むらくは政府当局におかれましては、生徒諸君が安心して学業に精進できるためにも、合理的な年次計画を立てて、すみやかな解消のための措置をとるよう望まいたしまして、賛成いたすものであります。(拍手)

○辻委員 前田榮之助君。  
○前田委員 私は日本社会党を代表いたしました。ただいま議題となつております公立学校施設費国庫負担法に對して修正動議が出ております。修正案並びにその残余の原案について賛成の意を強く簡単に申し上げたいと思ひます。

なお春日委員から希望案が出ております。同じくわれわれの強く希望する点であることを附加しておきたいと思ひます。

ただこの際当局に念のため申し上げておきたいのは、補助率が上つたために、起債額に相違ができるおそれもありまして、各府県及び町村において非常に財政困難な状態において、著しく起債の点に不利なことがないように十分留意されて、本案の執行に當つていただきたいという点と、将来どういふ公立学校の施設に對する予算等の増額等については十分な努力をお願い申し上げます。賛成の意を表するものであります。(拍手)

○中村(梅)委員 私は自由党、但し第十四控室の自由党を代表いたしました。ただいま議題になつておる公立学校施設費国庫負担法修正案並びに修正動議に對して賛成の意を表するものであります。

現在地方費負担の中で、教育施設費が最も負担過重で困難にあえいでおる現状であります。これが原案並びに修正案によりまして、災害復旧に對して二分の一を三分の二に、あるいは公立学校の戦災復旧に對しては小学校、中学校、高等学校、大学いずれも二分の一に修正をせられ、その他所要の修正を加えましたので、修正案並びに修正案を除く原案に對して賛成の意を表するものであります。今後なお政府におかれましては、特に義務教育諸施設の充実については一層熱意を持つて意を注がれんことを強く望まいたしまして、賛成の意を表する次第であります。(拍手)

○小林(信)委員 私は先日、九州地方の災害の状況を、国会を代表しまして視察したのでございませぬが、その際

家を失ひ、あるいは田畑を失つておる人たちが、その問題よりも、自分のかわいい子供にすぐ学用品を手渡されて、しかも学校で勉強ができることを、一日も早く要望する切なる声を聞いて参りました。この法案が通ること非常に要望したのでございませぬ。その際にも、現地におきまして、ただいま修正されました箇所につきまして、非常な希望を述べられて参つたのでございませぬ。法案の通過と、さらにその修正の箇所の通過に對しまして、非常に喜びを感じるものでございませぬ。おそれる災害にあつておる現地の方々も、この修正案が通ること非常に喜びを持たれておると思ひます。そういう意味から申しまして、この修正案に對しまして賛成するものでございませぬが、ただちにこの法案に對して、政府が計画をりつぱにされ、対策を忠実に執行して、一日も早くこうした惨状にある人たちに適切な処置がなされることを希望するものでございませぬ。さらに戦災復旧の問題にいたしましては、もう相当な年月がたつておるのでございませぬが、地方財政の苦しい問題からいたしまして、校舎の復旧に困つておるのでございませぬ。これが実施されるにあたりましては、先ほど野原委員からも申されましたように、すみやかに適切な年次計画を立てられまして、ただちに実施されるよう希望するものでございませぬ。委員の方々にもお願いすること、同時に、この戦災復旧の年次計画等がすみやかに実施されるよう、決議のような形で促進方を希望するものでございませぬ。



案の十二億円に對しまして、改進黨が修正案を出しまして、自由黨兩派の賛成を得て、共同で修正せられましたその原案は、少くとも私の構想によりまして、改進黨が提案いたしましたのであります。この構想によりましては、四十八万坪ではないのであります。百六十五万坪を七年間に解消するという考案に立ちまして、一年に二十三万坪あまりを消化して行きたい。これがこの計算の基礎であります。従いまして、私は最初の案では十二億の増額を要求したのでありますけれども、いろ／＼と折衝を重ねました。ついに十億となり、二億削られたのであります。これは二十三億が計算の基礎である。こういう点に立つて、百六十五万坪を少くとも七年間に解消という精神を生かしていただきたいのであります。あるいは真偽はわかりませんが、大蔵当局におきましては、あくまで四十八万坪を固執するというようなことを言いつらす係員があるやに聞いております。ふらち千萬な話でありまして、国会において責任ある政党が、十分なる検討をしてこういふことを決定いたしましたにかかわらず、一属僚がさようなことを文部省にしているに至つては、言語道断であると考えます。どうぞ文部当局は、この学校施設の拡充という、非常に各党各派が熱意を持つておる問題に對しまして、勇氣を持つてお当り願いたいと思つてあります。この点において、私は大臣の全幅の御審判を信じたいのであります。どうぞこの点について、できるだけ勇敢にひとつ御審判を願いたいと存じます。どうぞよろしくお願いたします。(拍手)

○辻委員長 本案に對する質疑は、この程度で終了したいと存じますが、御異議ありませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議ないものと認めます。よつて質疑を終了することに決しました。

これより危険校舎改築促進臨時措置法案を討論に付します。野原覺君。

○野原委員 私は日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題に上つておる危険校舎改築促進臨時措置法案に對し、要望を付して賛成いたす者でございます。

第一の要望は、質疑において明らかになりましたように、文部当局もこの点は私に對して確認いたしておるのでございまして、御承知のように、危険校舎は構造上危険な状態にあるものもございまして、その危険な状態が実は非常に危険な状態に陥つて、建築基準法によるところの使用禁止、使用制限の行政処分を受けておる校舎だけでも、四十八万坪を数えておるのでございまして、しかも今日地方財政が非常に困難しておるために、市町村当局におきましては、改築費の財源の見通しがつかない。同時に改築をいたしても、児童生徒を一時に収容する建物の余裕がないために、児童父兄への心理的影響をおそれまして、建築基準法によるところの使用禁止、使用制限の行政処分を受けていないのであります。このことを考えますと、まことに肌を粟を生ずる思いがいたすのでございまして、日本では地震があり、水難があり、火災があり、台風が来る、

て、少くとも五十万ないし六十万坪の、今にも倒壊するような危険な校舎のこの解消について、一日も早く措置せられなければならないと考へるのであります。従つてこの解消のためには、わずかに二十万坪というがごときことではなく、少くとも四十八万坪ないし百六十五万坪について、数年間においてこの解消措置がとり得るようにしてもらいたいという要望を第一に付したいのでございまして。

第二の要望といたしましては、この危険校舎改築促進臨時措置法案の第一條を讀んでみますと、公立の義務教育諸学校の危険校舎の解消のための法律のようになっておるのでございまして、私は、今日都道府県あるいは市町村における高等学校もしくは大学の校舎が、非常に危険な状態にさらされて、まづこれに手を付けることができない事態にあることを知つておるものでございまして、従つて政府におかれましては、単に公立の義務制教育諸学校の危険校舎の解消のために適用するだけでなく、これも適当な機会に、すみやかに公立学校全体にこの措置法を適用でき得るよう努力をされることを要望いたしまして、原案に賛成いたします。(拍手)

○辻委員長 これにて討論は結局いたしました。

これより採決いたします。賛成の諸君の御起立を願います。  
〔議員起立〕

は、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○辻委員長 御異議なしと認め、さよりに決しました。

文部大臣より発言を求められております。この際これを許します。

○大連国務大臣 ただいま公立学校施設費用庫負担法案、並びに危険校舎改築促進臨時措置法案の御議決をいただいたのであります。この両法律案につきましては、当委員会におかれまして、きわめて慎重かつ御親切な御審議をいただきまして、この両法律案に上上げます。この両法律案は、参議院の審議を経た上で成立するものと存するものであります。ただいま御議決になりましたその御趣旨、特に公立学校施設費用庫負担法案、これに對する修正の御趣旨並びに附帯決議の御趣旨につきましては、当局といたしまして、十分にその趣旨の貫徹をいたしますように努力するつもりであります。この上にも委員各位の御鞭撻、御協力を願ひ申し上げる次第でございまして(拍手)

○辻委員長 次に高津正道君より、大津教授の権限等について緊急質問の申入れがありますので、これを許します。

○高津委員 国立大学の経理に關し、及び国立大学教授の権限に關して、大連国務大臣、稻田大学学術局長、またはしるべき政府委員に對し、緊急質問をいたします。

〔委員長退席、坂田(道)委員長代り着席〕

質問の第一点、静岡県清水市は一億

数千万円の手算をもつて、市庁舎新築を計画いたしておりますが、その清水市庁舎の設計を、東京大学工学部建築科教授岸田日出刀博士に依頼いたしました。市当局と岸田教授との間には、もちろん契約書が交換され、岸田教授の設計図ができ上つて、市当局に渡され、その報酬金は二百五十万円でありましたが、その金額のうち百三十万円は岸田教授に支払われておるのであります。ところで岸田教授は市当局との契約書の中で、東京大学建築科岸田日出刀研究室代表者岸田日出刀という名義を使用していただけるのであります。従つてこれは岸田個人ではなくて、教授たる公職の名前が使用せられては、見のがすことができません。しかも東京大学の研究室代表者として、さされておるのであります。このような場合、その報酬金は教授個人と同研究室と同大会計、この三つのうちでいずれの所有となるべきであるか、文部当局の見解をお尋ねいたします。ちなみに私はこの事例について、広島大学理学部の友人たる一教授の意見を徴してみました。が、研究室代表者何某教授として契約した場合、たとえば特許を得て、その特許権使用料の収入があつた場合は、その使用料は大学の会計に入つて行くことになつておるといふ回答を得たのであります。同じ国立大学たる東京大学の場合はどうなつておるか、どうなるのが正しいのか、これを確かめておきたいと思つて、これが質問の第一点なのであります。

○福田政府委員 ただいま御指摘になりました具体的問題につきましても、これは調査いたしませんと、具体的事実を承知いたしませんので、お

答えにくいと思いが、一般論で申し上げますと、たとえば大学の教授が、大学の教授という肩書きをつけながら、雑誌等に投稿して原稿料をもらう。これは公的の行為か、私的な行為かといった場合に、多くの場合は、肩書きがついておつても、それは勤務の余暇にいたした行為であつて、個人の行為であり、個人の収入である場合が多いのでございます。ただいまの岸田教授の場合も勤務の余暇に、岸田教授及びその研究室に關係しておられます人かの方々が、個人の行為として委託を受けて、設計図を作成して、謝金を受けるといふ場合でありませば、これはもう個人の収入になつて、教人の方で適当にこれをおわけになる性質のものだと思つてございませう。何分具体的問題につきましても、調査いたしましたものとわかりませんが、研究室代表という名義を使つたから、必ずそれは公の仕事だとも言いにくいのじやないかと感じた次第でございませう。

○高津委員 雑誌に何々大学教授ということを書いた場合と、他のそういう一億数千円に上り、設計料というものが二百数十万円に上るといふような場合に、研究室の代表者といふは、雑誌の場合とは違ふと思ひますが、稲田局長は、結局同じ範疇に属するもの、仲間であつていいのだという、こういう御見解ですか。

○稲田政府委員 今申し上げましたように、前提として、具体的な事実、経緯を調査いたしませんと明らかでないし、何分その点確かめた上でないとお答えしにくいのです。ただ、今申し上げましたのは、一般論をいたしまして、研究室代表とあれば

必ず公的か、あるいはそうでない場合もあり得るのじやないかという類推、憶測をいたしたわけでありまして、その点につきましても、具体的問題を調査してから、お答えしたいと思ひます。

○高津委員 それでは、この問題についてもう一つお尋ねしますが、東大教授たる岸田博士は、清水市当局との設計書の中で、主体工事請負人、すなわち入札参加者として、鹿島組と大林組と竹中組と大成建設と清水組という、この五大メーカーのみを指名し、電気附帯工事の請負人として関東電気工業、沖電気、東光電気の三者を指定し、電話工事、排水工事、衛生煙房装置工事に至るまで、全部中央の業者を指名しておるのであります。主体工事の入札の当日、市の市庁舎建設委員会が、岸田教授指名にかかる東京の清水組がどうもくさいやうだといふので、清水組を除外して入札をしようといふたところ、その前に同教授が現われて、わが国代表的建築業者を加えないといふことは了解できない、もし清水組を加えないならば、この設計書を引揚げて帰京すると、強硬な態度に出られたので、建設委員会ではやむを得ず、清水組を加えたといふのであります。

そのようなことは、地元静岡新聞に市会議長が公然その事実を発表してあります。特に電気附帯建設工事については、本年初めごろから、山本市長も、市議会にも、静岡県の電気工事業者が入札参加を申し出ていたのであります。岸田教授はこれを拒否して、前に申しましたように東京の三社のみ

入札のやむなきに至つた次第であります。公務員たる教授は學術論文を発表することも自由である。雑誌等に論文、隨筆等を執筆することももちろん自由である。他からの依頼によつて各種の建築設計をすることもまた自由であります。私は自由でなければならぬと思ひます。そうして私は、そのような専門的な高度の頭脳活動によつて相対的な報酬を教授たちが受けることに對しても異論はないのであります。ではあるが、入札参加それ自体さへも一種の利権だといわれているこの土建業の入札に關して、主体工事にも附帯工事にも、そのように設計者が入札参加者を指名するといふことは越権ではあるまいか、行過ぎではあるまいか、私はこのように考へるのであります。文部省はどういう見解を持っておられるか、お伺ひしたい。私はこの問題については、他の大学の教授にただして見たのであります。設計の場合、追つて書きのように、きわめて弱い意味で、どこか鉄筋が自分はいと思ひくらしい書き込みのほいほい、そういう事例は、そのようなメーカーと岸田博士との間がさうにいろいろうわさされておるだけであつて、あんまりそれは學者フアツシヨじやないか、こゝろ言われておるのであります。文部省はそれでも今のうちにルーズに、學者の自由であると、このようにお考えでありますか。これが質問の要旨であります。

○稲田政府委員 ただいまの点も具体的によく調べまさんと、事実の判断に苦しむわけでございますけれども、第一、その岸田教授が清水市に對して何か建築に關する委員を囑託されておるか、指名競争入札の指名について

意見を述べ得る、または述べなければならぬ責任を持つておるかどうか、これも私はよく知らないのじやないか、かりにそういうことがなくて、先ほどお話のように、単に設計図だけの依頼を受けて設計をした設計者にすぎないといひますれば、指名競争入札の指名については、くちばしを入れる権限は、もちろんないはずでございます。ただ具体的な事実を想像いたしますれば、この専門家が設計いたしました以上、その実施につきましても、いい建築者にいい建築をやつてもらいたいと希望するものもいひやないかと思ひます。その点において、ただ一つの意見として、こゝろいひ建築業者を指名のうちに加えたいといひやないかといふことを意見として述べ、助言するといふようなことはあつても、あなたがちとがむべき性質のものではないのじやないか。ただお話をうちに、これを強要したとか、何とかいふ点がありますけれども、もしそういう権限を持つていなければ、もちろん強要する権限もありませんし、また強要される市当局の立場でもなかるうかと思ひます。何分にも、この事実をよく存じまさんと、一般的、抽象的にお答え申し上げる以外に方法のないのを残念に存じております。

○高津委員 とまかくも、このよう設計、または建築指導によつて得られた礼金五十万円が、もしその教授個人の所有とならば、研究室または同大学の会計に納入された場合は、この臨時収入はいかに取扱われ、またいかうに使用せらるべきものであるか。文部省の見解を伺ひたい。

○稲田政府委員 一般的にいへば、形態がございませう。寄附金といふような場合で、外部から金を受けます場合に、これは購入にとつて歳出にくすすわけでございます。あるいは委託研究といつたような場合に、これはものによりまして、それが国の会計には入りまけんけれども、帳簿その他公的に扱ひまして、實際の事務の余暇に委託研究を受けて実施する、こゝろいふ形態のものもございませう。あるいは学校に關係いたします研究の法人があつて、教授がやはり勤務の余暇にその法人の仕事に關係する、その法人の仕事として終始いたすといふような形態もございませう。いま御指摘の場合はどういう形態であるか、これは調べまさんと、お答えできないと思ひます。

○高津委員 何もかも調べないといふことは、さういふ事例に對してはさうだといふ答えはあり得るわけなんです。しかしさうに質問を進めましよう。西条八十氏が……(調べなければわからない。個人の問題じやないか。と呼ぶ者あり)西条八十氏が全国の多くの都市の、多くの会社の社歌の大部分を引受けることがあまり多くて、ほとんど独占的の調をなしておるのであります。われわれの目から見ても、あれがその芸術性のゆたかなものでもないし……(電車の歌だ)と呼ぶ者あり。いまの電車の歌もあるくらいで、国辱的なものでございませう。私は思つております。朝倉文夫氏は銅像などの建設において、ほとんど独占者のような調を呈してあります。しかしこれは別で、問題の岸田教授は、大建築設計の独占者の感があるのであります。さうして同博士と大

意見は述べ得る、または述べなければならぬ責任を持つておるかどうか、これも私はよく知らないのじやないか、かりにそういうことがなくて、先ほどお話のように、単に設計図だけの依頼を受けて設計をした設計者にすぎないといひますれば、指名競争入札の指名については、くちばしを入れる権限は、もちろんないはずでございます。ただ具体的な事実を想像いたしますれば、この専門家が設計いたしました以上、その実施につきましても、いい建築者にいい建築をやつてもらいたいと希望するものもいひやないかと思ひます。その点において、ただ一つの意見として、こゝろいひ建築業者を指名のうちに加えたいといひやないかといふことを意見として述べ、助言するといふようなことはあつても、あなたがちとがむべき性質のものではないのじやないか。ただお話をうちに、これを強要したとか、何とかいふ点がありますけれども、もしそういう権限を持つていなければ、もちろん強要する権限もありませんし、また強要される市当局の立場でもなかるうかと思ひます。何分にも、この事実をよく存じまさんと、一般的、抽象的にお答え申し上げる以外に方法のないのを残念に存じております。

○高津委員 とまかくも、このよう設計、または建築指導によつて得られた礼金五十万円が、もしその教授個人の所有とならば、研究室または同大学の会計に納入された場合は、この臨時収入はいかに取扱われ、またいかうに使用せらるべきものであるか。文部省の見解を伺ひたい。

○稲田政府委員 一般的にいへば、形態がございませう。寄附金といふような場合で、外部から金を受けます場合に、これは購入にとつて歳出にくすすわけでございます。あるいは委託研究といつたような場合に、これはものによりまして、それが国の会計には入りまけんけれども、帳簿その他公的に扱ひまして、實際の事務の余暇に委託研究を受けて実施する、こゝろいふ形態のものもございませう。あるいは学校に關係いたします研究の法人があつて、教授がやはり勤務の余暇にその法人の仕事に關係する、その法人の仕事として終始いたすといふような形態もございませう。いま御指摘の場合はどういう形態であるか、これは調べまさんと、お答えできないと思ひます。

○高津委員 何もかも調べないといふことは、さういふ事例に對してはさうだといふ答えはあり得るわけなんです。しかしさうに質問を進めましよう。西条八十氏が……(調べなければわからない。個人の問題じやないか。と呼ぶ者あり)西条八十氏が全国の多くの都市の、多くの会社の社歌の大部分を引受けることがあまり多くて、ほとんど独占的の調をなしておるのであります。われわれの目から見ても、あれがその芸術性のゆたかなものでもないし……(電車の歌だ)と呼ぶ者あり。いまの電車の歌もあるくらいで、国辱的なものでございませう。私は思つております。朝倉文夫氏は銅像などの建設において、ほとんど独占者のような調を呈してあります。しかしこれは別で、問題の岸田教授は、大建築設計の独占者の感があるのであります。さうして同博士と大



脱した行為と言わなくてはならないと思ふ。(ヒヤ／＼)そうして教育その自体が、やはり単に中央集権的ではなく、全国的に、平均に、国民の向上を目ざさなければならぬ。それと同じように、大学の教授それ自体の性格は、やはり普遍的に、自分が大学の研究室において研鑽し、努力したものを、やはり業者に、あるいは地方の人々にさせなければならぬ。そういうことを全然無視し、中小企業を圧迫する、地方自治体を混乱に陥らしめる、そういう大学の教授の行過ぎというものは、やはり徹底的に文部当局は監督する。そして徹底的に追究する。問題の発生は、大学教授の行過ぎによつて生じたことであるから、私たちは、それを徹頭徹尾やつていただきたい。それに対して大臣はどのようにお考えになつておられるか。

○大達國務大臣 具体的な岸田教授のされたことについては、事実を確かめておりませんので、その点は何んとも申し上げかねます。この点は局長から申し上げた通りであります。ただ私は大学教授として、たとえば清水市と設計に関する契約が、大学もしくは大学の研究室との間にとりかわされて、その結果岸田教授が設計したり、あるいは監督されるというふうなことであれば、これはまた話が違ふと思うのであります。これはまた話が違ふのであります。個人との面があるものでありますから、個人としてさような契約をしてやつたというのでは別といたしまして、法律上の契約をどうしようというわけには参らない。むしろ、それほどめんどうな先生であれば、そういう人に

頼まなければいじやないかと言へば、それまでのことではあります。やはり権威者であれば、そういう先生にやつてもらいたい。こういうことも、もつともあります。その場合にその教授が、もちろん個人として設計を受け、また監督を引受けられたことと思ふのであります。それが一般的に社会では、学者というものはただ学問、技術の上においてすぐれておるのみならず、大学の教授というものは人格的にもりつぱであるはずだ、こういうふうな思つておるし、また尊敬もしておるのでありますから、それが事実、世間の批判を招くようなことがないことを私は強く希望するのであります。しかし、ただいまのように、社会的な批判は別といたしまして、それを法律的に、大学の教授たる職務をそれがために怠る、自分の本来の仕事にさしつかえを生ずる、あるいはその仕事をなげうつしてしまつて、個人的な契約の仕事ばかりに没頭しておるとかということになれば、大学の教授との仕事の間に間隙が生ずるわけでありませう。しかし個人としてやつたということであれば、これは社会的な批判は別といたしまして、それをもちに学者の権限とか、教授の権限とかいう問題ではないのでありますから、これはそういうことのないことを要望したい。やはり大学の先生は、人格においても、学問においても、社会の師表になるような人であつてほしい。こういうことを念願するのであります。その点は一口にいうと、どうしようもない問題であります。御承知の通り、大学には大学の自治というものがあ

まして、文部大臣が、その教授に対してただちにやめろとか、あるいは證實するとかいうようなことは、今日の制度の上では許されないのであります。一般的に、そういう大学の先生が、社会の師表であるような行動をとられるということには、むしろ私は希望してやまぬのであります。しかし問題の岸田教授につきましては、その事実はもちろんまだはつきりしたわけでもなかりにその事実を調べた結果、大学教授という職責の上において、そういう仕事をしたということであれば、これは確かに問題である。しかし、教授の肩書きを持つた個人が、さようなことをしたということであれば、これは社会の批判にまつということ以上に、これを強く監督するとか、責任を問うとかいうところまでは、現在の制度の上においては行けないのじやないか、こ

う思つております。

○下川委員 ただいまの答弁の中に、そのような人には頼まなければよかつたということがありますが、これが問題なのであります。清水市も、どこに設計を依頼しようかというのをいろいろ考えたのであります。東大の工学部という、そこに魅力があるのであります。東大の工学部に、いわゆる岸田丹下研究所がある。そこで東大の先生にお願いすれば、りつぱなものでござるのだという安易な考えです。地方の人々は安易な考えでそれを委嘱した。文字通り、東大工学部研究所の、いわゆる岸田丹下の名において、これが契約されております。従いまして地方自治体の方は、指名とかそういうこととはない。やはり一億三千万の市庁舎

を建てるにおいては、居住民の血税によつて集められたものである。従つてその市民の業者とか、そういう人たちをやらせたいという気持ちが自治体の中にある。要するに、設計を頼んだだけではよかつた。ところが、持つて来たものに、おれの建築はこれだけでなければできない。先ほど高津君が言つたように、すべていわゆる附帯工事も大きな工事も、一切を指名して来た。そこに問題があるのであります。それで研究室に対する報酬は、いわゆる分配方法とか、あるいはまたどのようにそれが使用されたかということは、調べればわかるのですが、それ以外に、市当局が頼まないものを持つて来た。しかも大学教授として、大学研究所の代表者としてそれがなされる場合には、これは一応大学教授の身分が、こうした中小企業あるいは自治体を非常に混乱に陥らしめたということになつております。しかもこの問題は、先ほどの宇都宮市の設計にもからんでおります。宇都宮市がやはり同じように契約をした。そうすると、設計図を持つて来ましたが、やはり同じように指名をして来た。そこで宇都宮市は、清水市と違つてこれを拒絶した。そういう権限はあなたにはないはずだといふわけで、拒絶したのであります。そのためにその設計を持つて帰つたといふことは、宇都宮に一つの前例が残つておる。ですから、これは単に清水の問題ではない。やはり貧困な生活を守つてゐる学者の半面に、そういう大企業と組んで、大学を利用して、そうして地方の中小企業あるいは自治体を混乱せしめるような、学者の良心のない

者があつるとするならば、やはり文部当局は、文部行政の立場から徹底的にこれを追究して、そうして明朗な学界にしたい。これが私の考えであります。あるいはまた、地元の方々の市民たちの考えであります。本件は単に自治体だけの事件だということでは片づけてもらいたくない。私は、大学の教授の身分、これをやはり明確にするということ、これが本問題の大きなポイントになると思ふのであります。これについて大臣はどのようにお考えになつておられますか。

○大達國務大臣 ただいま申し上げましたように、岸田教授については、私も具体的な事実ははつきりつかんでおらぬのでありますから、この人を目標にして言うことは差控たいのであります。しかし大学の教授が、道徳的にも、社会的にも、いろ／＼と批判を受けることのないようになつておることは、切に望むのであります。今のお話でも、私は清水市の方が、そういうものがまを言つたとすれば、宇都宮と同じように断つたらよかつたと思ふのであります。私がさつき申し上げたのは、そんなものと契約しなければいいじやないか、こう言うたのではないのであります。むしろ、りくつを言えば、そういううまい人ならば、契約しなければいいといへば、それまでのものであるが、しかしなか／＼地方の事情もあつて、そういう行かぬ点がある。こういうふうにして申し上げたのであります。お話を趣旨と同じように考えておるのであります。要するに、岸田先生のそういう事実があつたと仮定しても、これは岸田個人の問題でありませうから、これが

者があるとするならば、やはり文部当局は、文部行政の立場から徹底的にこれを追究して、そうして明朗な学界にしたい。これが私の考えであります。あるいはまた、地元の方々の市民たちの考えであります。本件は単に自治体だけの事件だということでは片づけてもらいたくない。私は、大学の教授の身分、これをやはり明確にするということ、これが本問題の大きなポイントになると思ふのであります。これについて大臣はどのようにお考えになつておられますか。



職務と関係のない限り、文部省としては、そういうことを希望はするけれども、これを追究するとかなんとかいうことは、実はできない状態であるのであります。

○下川委員 個人の問題と言いますけれども、この個人の問題が非常に重大になつて参ります。要するに、大学の名を冠しておることが大きな問題となつて来る。同時に私は、これが非常に重要だと思ひます。と言ひますのは、いわゆる大企業と、そういう権威ある学者が結びついて指名をした場合には、押されて来るのは全国の中小企業である。従ひまして、通産委員会においても、やはりこれを調査しなければならぬ。同時にまたもつと極端にいえば、もし自治体と学者と、あるいは大企業と結びついたような問題が発生しないとも限らない。これは地方行政、あるいは監察委員会、すべてのものまで発展するかもしれないので、これは当局においても、その内容を十分に調査されたい。われ／＼も調査いたします。本質問はこれで保留いたします。調査の結果、皆さんが、いわゆる文部行政の明朗化のために、ひとつ御協力願ひたいと思ひます。

○坂田(道)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。

午後五時二十九分散会

〔参照〕

公立学校施設費国庫負担法案（内閣提出）に関する報告書  
危険校舎改築促進臨時措置法案（内閣提出）に関する報告書  
〔都合により別冊付録に掲載〕

昭和二十八年七月三十日印刷

昭和二十八年七月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局